さいたま市告示第885号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和6年5月14日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 中村ビル

所 在 地 さいたま市桜区南元宿71-4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 有限会社一新

代 表 者 代表取締役 中村 緑

住 所 さいたま市桜区南元宿1-4-1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 中村 ヨシ

(変更後) 代表取締役 中村 緑

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社ヨーク

代表者氏名 代表取締役 河田 靖彦

住 所 東京都千代田区二番町8番地8

(変更後) 名 称 株式会社スギホールディングス

代表者氏名 代表取締役 杉浦 克典

住 所 愛知県安城市三河安城町一丁目8番4

(4) 変更の年月日

ア 令和6年3月1日

イ 令和6年3月20日

(5) 変更する理由

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名の変更による

イ 小売業者の退店、新規出店、名称変更、代表者氏名変更、住所変更による。

2 届出年月日

令和6年4月24日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和6年5月14日から令和6年9月16日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

電話 048 (829) 6179

FAX 048 (829) 6235

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき 事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提 出によりこれを述べることができます。
 - (1) 意見書の提出期間

令和6年5月14日から令和6年9月16日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944